

**導入まで1ヶ月！**

いよいよ迫ってきました。準備はお済みですか？

# 軽減税率対策セミナー

令和元年10月から消費税が8%から10%に引き上げられると同時に、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率対象品目を取り扱っていないからといって、安心していませんか？  
対象品目を取り扱わない事業者も、贈答用の食品、会議や接客時の茶菓子の購入などは、軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。

是非本セミナーにご参加いただき、軽減税率制度に備えましょう。

軽減税率の対象品目は？  
帳簿や請求書の記載方法はどう変わるの？  
税額はどうやって計算するの？  
インボイス制度ってなに？



**日時** 8月28日（水）①11：00～12：00  
②13：30～14：30

内容は①②ともに同じです。ご都合のよい方にお越しください

**会場** 羽島商工会議所 3F 研修室

**受講料** 無料 **定員** 25名（先着順）

**講師** 岐阜南税務署 上席国税調査官 三輪泰司氏

主催

問合せ先：羽島商工会議所 TEL058-392-9664

軽減税率対策セミナー（8/28）受講申込書

羽島商工会議所 FAX058-392-6708

申込日（令和元年 月 日）

事業所名	どちらかに ○をつけて 下さい	① 8/28（水）午前の部
住所		② 8/28（水）午後の部
TEL	FAX	
受講者名	受講者名	